

横浜市監査委員公表第10号

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表  
(市有地の不法占拠に関するもの)

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により公表する。

平成21年10月23日

横浜市監査委員	川	内	克	忠
同	山	口	俊	明
同	尾	立	孝	司
同	伊	波	洋	之助
同	加	藤	広	人

通知内容

「市有地の不法占拠に関する住民監査請求」に係る勧告に基づき講じた措置について(通知)

平成21年8月24日監監第420号で通知されました勧告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

[ 勧告の内容 ]

市長は、本件請求に係る市有地上に設置された自動販売機及び工作物を撤去するための措置を60日以内に講じられたい。

[ 措置結果 ]

本件請求に係る市有地の占用者に対し、文書により、平成21年11月30日までに本件市有地上に設置された自動販売機及び工作物を撤去するように、平成21年9月10日に通知しました。

また、今後、この土地を道路区域に編入する手続きを行ってまいります。